



公益法人だより

H24. 4. 2

VOL. 7

鹿児島県 学事法制課

1 鹿児島県公益認定等審議会の開催状況及び答申法人数

平成23年度

(1) 開催状況 19回 (H23. 5. 24~H24. 3. 22)

(2) 答申法人数	99件	移行認定 70件 移行認可 28件 公益認定 1件

2 特例民法法人の移行等状況

- 公益法人制度改革関連3法の施行後、鹿児島県公益認定等審議会で答申した法人数は、下記のとおりとなっています。

●鹿児島県の状況

(H24. 3. 31現在)

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)	一般法人から 公益法人へ
344	平成21年度 5法人	平成21年度 1法人	131法人	38.08 %	平成22年度 2法人 ----- 平成23年度 1法人
	平成22年度 26法人	平成22年度 1法人			
	平成23年度 70法人	平成23年度 28法人			

(※ 法人数 A は、平成21年12月1日現在の特例民法法人数 (国からの移管を含む。))

●全国の状況

(H24. 3. 26現在)

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)
23,856	3,909	2,293	6,202	25.99 %

(※ 法人数 A は、平成21年12月1日現在の特例民法法人数)

3 電子申請IDの取得

移行申請手続や移行後の各種書類の提出については、電子申請で行っていただくことを推奨しております。電子申請を行いますと、申請書類の審査もスピーディーに行えますので、早期のID取得をお願いします。

4 情報コーナー

公益法人制度改革に伴う新制度上の公益法人及び一般法人も増えてきましたので、今回は移行後における定期提出書類に関連する内容をまとめてみました。

公益法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために活動することが求められることから、その事業運営において透明性が確保されていなければなりません。このような観点から、公益法人は、事業計画、事業報告等に関する書類の作成・提出・開示が求められています。

公益目的支出計画を実施中の一般法人（以下「移行法人」という。）は、行政庁に公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けるまでの間、公益目的支出計画に定めたところにしたがって、公益目的の為の支出を適正に行う必要があります。このため、整備法では移行法人に対し、公益目的支出計画の実施状況を明らかにする書類等の作成・開示・提出を求めています。

これらのことから、移行後に作成・提出が必要となる書類についての要点をまとめましたので、参考にしてください。

公益法人の定期提出書類

○ 事業年度開始前

公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（整備法第106条第1項の登記をした日の属する事業年度にあつては、当該登記をした日以後遅滞なく作成）、当該事業年度の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）を作成し、行政庁へ提出する必要があります（公益法人となった場合の最初の事業年度に係る事業計画書等については、行政庁への提出は不要です。）。

事業計画書等は、以下の書類から構成されています。

- ・ 提出書（かがみ文書）
- ・ 事業計画書（当該事業年度に実施する事業を明確に記載されていること）
- ・ 収支予算書（損益ベースかつ事業別に区分された収支予算書数値が記載されていること）
- ・ 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- ・ 理事会等の承認を受けたことを証する書類（議事録の写し）

○ 事業年度経過後

公益法人は、法人法で定める計算書類等（貸借対照表及び損益計算書、事業報告並びにこれらの附属明細書）のほか、毎事業年度経過後3箇月以内に、財産目録、役員等名簿、役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類を作成し、行政庁に提出する必要があります。

事業報告等に係る提出書類は、以下の書類から構成されています。

- ・ 提出書（かがみ文書）
- ・ 別紙1（運営組織及び事業活動の状況の概要等について）
- ・ 別紙2（法人の基本情報及び組織について）
- ・ 別紙3（法人の事業、公益目的事業、事業の公益性、収益事業、その他の事業）
- ・ 別紙4（別表A・B・C・D・E・F・H、移行時の公益目的取得財産残額）
- ・ その他の添付書類（財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告など）

移行法人の定期提出書類

○ 移行登記後

移行法人は、移行の登記をした日から公益目的支出計画を実施していくこととなりますので、法令上、公益目的財産額の算定日は、移行の登記の日の前日となっています。

従って、移行認可申請時の公益目的財産額が零を超える法人は、移行の登記の日の前日を算定日として、同日の貸借対照表に基づき公益目的財産額（確定額）を再度算定し、移行の登記の日から3箇月以内に公益目的財産額等の確定の手続きを行い、行政庁に書類を提出しなければなりません。

また、移行認可申請時の公益目的財産額と確定額が異なる場合は、公益目的支出計画の実施期間も併せて確定させることとなります。

公益目的財産額の確定に係る必要書類は、以下の書類から構成されています。

- ・ 提出書（かがみ文書）
- ・ 別紙1（公益目的財産額，別表A・B）（別表Bは必要に応じて提出）
- ・ 別紙2（公益目的支出計画の概要，別表C）
- ・ その他の添付書類（移行の登記の前日の貸借対照表及びその附属明細書）

○ 公益目的支出計画中

移行法人は、行政庁に公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けるまでの間、公益目的支出計画に定めたところにしたがって、公益目的のための支出を適正に行う必要があります。

このため、整備法では移行法人に対し、公益目的支出計画の実施状況を明らかにする書類（以下「公益目的支出計画実施報告書」という。）等の作成・開示・提出を求めています。

移行法人は、各事業年度ごとに、公益目的支出計画実施報告書を作成する必要があるとともに、公益目的支出計画実施報告書及び法人法で定める計算書類等を、毎事業年度の経過後3箇月以内に、移行認可を受けた行政庁に提出しなければなりません。

公益目的支出計画実施報告書等は、以下の書類から構成されています。

- ・ 提出書（かがみ文書）
- ・ 別紙1（法人の基本情報）
- ・ 別紙2（公益目的支出計画実施報告書，実施事業・特定寄附の状況等 など）
- ・ 別表（A，B）
- ・ その他の添付書類（当該事業年度の貸借対照表・損益計算書，事業報告 など）

参考

○ 過去の公益法人だより（鹿児島県ホームページ>くらし・環境>公益法人>新公益法人制度の概要>公益法人だより）

- ・ 公益法人だより VOL. 1 公益法人インフォメーションの紹介
- ・ 公益法人だより VOL. 2 移行認定申請までの事務の流れ
- ・ 公益法人だより VOL. 3 定款の変更の案と認定基準
- ・ 公益法人だより VOL. 4 移行申請スケジュール
- ・ 公益法人だより VOL. 5 一般法人への移行
- ・ 公益法人だより VOL. 6 移行認定申請書作成上の注意点

5 お知らせ

＜財務相談会について＞

平成24・25年度に移行申請を予定している法人を対象にした、公認会計士による財務相談会を5月から7月頃に予定していますので、申請書を作成する際に財務関係で疑問に思っていること、判断に迷っていることなどがありましたら、是非、この機会に相談してください。

なお、法人からの個別相談は随時受け付けていますので、所管課に連絡してください。

＜登記日の調整について＞

平成22年11月に発行した公益法人だよりでもお知らせしましたが、本県では、審査が終了し鹿児島県公益認定等審議会から答申が行われた際に、法人が希望する登記の日がある場合には、認定・認可の処分日を調整することで御希望に添えるよう対応させていただいております。

調整の期間については特段の限度は設けておりません。例えば、平成24年7月に申請を行い、同年9月に答申が出ても、処分書の送付を希望する登記の日（平成25年4月1日）に合わせて調整しますので、申請書類が整い次第、早期の申請をお勧めします。

＜申請書の提出期限について＞

公益法人制度改革に伴います特例民法法人の移行期間もあと1年8箇月となり、今年度後半に向けて移行申請が集中することが予想されます。本県では電子申請後の申請書等（添付書類を含む。）の内容修正を極力少なくするために、所管課及び学事法制課におきまして、電子申請前に申請書等の事前審査を実施していますので、申請書等の準備が整った段階で所管課への提出をお願いします。

申請書等の事前審査が終了し、電子申請された申請書等は、正式な審査を経て、鹿児島県公益認定等審議会へ諮問され、2回程度の審議を経て答申が出されることになっています。

平成24年度中に移行申請を予定している法人については、100件を超えることが見込まれ、そのほとんどが平成25年4月1日の登記を希望していることから、円滑な移行申請手続が進められるよう、事前審査に係る申請書等を9月下旬頃までに提出されるようお願いいたします。なお、提出された申請書等の事前審査が整った法人から順次審議会で審議することとしていますので御了解ください。